

## 火薬類の適正な管理について（警察庁からのお願い）

東京 2020 オリンピックの聖火リレーが、既に 3 月 25 日からスタートし、兵庫県内では 5 月 23 日と 24 日に予定されています。

火薬類を悪用した不測の事態を生じさせないためにも、下記のとおり火薬類の適正な管理並びに携帯運搬の自粛について徹底をお願いします。

### 記

- 1 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること。
- 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
- 3 火薬類を譲渡する場合の手続を遵守すること。
- 4 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の記載を確実にし、盗難・不正流出の防止に努めること。
- 5 別添に記載の日程及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること（具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること）。  
なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート、時間の調整等の措置を採ること。
- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。